

財団法人群馬県私学振興会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人群馬県私学振興会(以下「振興会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 振興会は、事務所を群馬県前橋市大渡町一丁目10番7号に置く。

(定義)

第3条 この寄附行為において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立学校等 私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第1項及び第2項に定める学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に定める保育所(私立学校法第3条に規定する法人が設置するものに限る。以下同じ。)をいう。
- (2) 学校法人等 私立学校法第3条に規定する法人及び同法第64条第4項に規定する法人で群馬県内に私立学校等を設置している法人、学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)附則第6条に規定する幼稚園を群馬県内に設置する者若しくは群馬県内に事務所を有し私立学校等の振興を図るために設置されている団体をいう。
- (3) 教職員 学校法人等が群馬県内に設置する私立学校等又は団体に常時勤務する教職員で振興会に登録した者をいう。
- (4) 退職手当資金 教職員が退職した場合に、学校法人等が当該教職員又はその遺族に支給すべき退職金を支給するための資金をいう。
- (5) 甲慰金資金 教職員が死亡した場合に、学校法人等が当該教職員の遺族に支給すべき死亡甲慰金を支給するための資金をいう。
- (6) 退職手当資金等給付事業 教職員が退職した場合における退職手当資金及び教職員が死亡した場合における甲慰金資金を学校法人等に給付する事業をいう。

(目的)

第4条 振興会は、群馬県内の私立学校等が相互に提携・協調して、教育施設等の整備に必要な資金の貸付、退職手当資金の給付、学校経営の近代化及び教育内容の充実等を促進する事業を行い、もって、私立学校教育の振興及び地域における教育・文化の高揚に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 振興会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 施設・設備の整備及び経営に必要な資金の貸付け及び融資あっせんを行う事業
- (2) 退職手当資金等給付事業
- (3) 学校経営・教育の研究及び教職員福祉を増進するための事業
- (4) 教職員の資質向上のための研修事業
- (5) 地域社会の文化向上事業
- (6) 青少年の健全育成事業
- (7) 私学経営安定資金の募集
- (8) その他私学振興の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 振興会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 会員及び賛助会員からの入会金、分担金及び出資金
- (5) 地方公共団体からの助成金
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 借入金
- (8) その他の収入

(財産の種類)

第7条 振興会の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 振興会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、運営理事会の議決に基づいて確実な金融機関への預金、信託会社への信託、国債又は公債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

3 運用財産のうち、退職手当資金等給付事業に係る保有資金の運用方法等については、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、振興会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を経、かつ、群馬県知事及び群馬県教育委員会の承認を経て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第10条 振興会の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第11条 振興会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を経て、群馬県知事及び群馬県教育委員会に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新に成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 振興会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、

正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議及び評議員会の決議を経て、その事業年度終了後3月以内に群馬県知事及び群馬県教育委員会に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 振興会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を経て、かつ、群馬県知事及び群馬県教育委員会の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、振興会が新に義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を経て、かつ、群馬県知事及び群馬県教育委員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 振興会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(退職手当資金等給付事業特別会計等)

第17条 振興会に退職手当資金等給付事業を会計処理するため、退職手当資金等給付事業特別会計を設けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要がある場合には、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第18条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 4人以内
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 (理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 15人以上20人以内
- (5) 監事 2人又は3人

(選任等)

第19条 理事は、次の各号に定めるところにより、評議員会において選任する。

- (1) 群馬県内の私立の大学をもって組織する団体から推薦された者3人以上4人以内
- (2) 群馬県内の私立の中学校及び高等学校等をもって組織する団体から推薦された者3人以上4人以内
- (3) 群馬県内の私立の幼稚園をもって組織する団体から推薦された者4人以上5人以内
- (4) 群馬県内の専修学校及び各種学校の過半数をもって組織する団体から推薦された者3人以上4人以内
- (5) 学識経験者3人以内

2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。

3 監事は、次の各号の定めるところにより評議員会が選任する。

- (1) 寄附行為第36条第1号及び第2号に定める会員 2人以内
- (2) 学識経験者(会員である学校法人の関係者及び群馬県庁の出身者を除く。) 1人

4 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

- 5 監事は、相互にその親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を群馬県知事及び群馬県教育委員会に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を群馬県知事及び群馬県教育委員会に届け出なければならない。

(職務)

第20条 理事長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会が定める順序により、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の決議に基づき、振興会の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、振興会の業務を決議し、及び執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は群馬県知事並びに群馬県教育委員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告するため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第21条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第22条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、当該役員を解任することができる。この場合においては、理事会及び評議員会において議決をする前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第23条 役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用弁償をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、振興会の業務に関する重要な事項を決議し、及び執行する。

(種類及び開催)

第26条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要としたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第20条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、請求のあった日から起算して14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は、出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第33条 振興会に、評議員16人以上21人以内を置く。

2 評議員は、次の各号の定めるところにより、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

(1) 群馬県内の私立の大学をもって組織する団体から推薦された者3人以上4人以内

(2) 群馬県内の私立の中学校及び高等学校等をもって組織する団体から推薦された者3人以

上 4 人以内

(3) 群馬県内の私立の幼稚園をもって組織する団体から推薦された者 5 人以上 6 人以内

(4) 群馬県内の専修学校及び各種学校の過半数をもって組織する団体から推薦された者 4 人以上 5 人以内

(5) 学識経験者 2 人以内

3 評議員は、理事及び監事を兼ねることができない。

4 評議員には、第 2 1 条から第 2 3 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 3 4 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定める評議員会の審議事項のほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、及び助言する。

5 評議員会には、第 2 9 条から第 3 2 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 顧問

第 3 5 条 振興会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において推挙し、理事長が委嘱する。

3 顧問は、振興会の事業の運営について理事長の諮問に応ずる。

4 前 2 項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第 7 章 会員等

(設置及び資格等)

第 3 6 条 振興会に、次の各号に掲げる会員を置く。第 1 号会員及び第 2 号会員は、重複して入会できる。

(1) 第 1 号会員 群馬県内の私立学校等の設置者で、振興会の目的に賛同し入会した者

(2) 第 2 号会員 学校法人等で、振興会の目的に賛同し、第 4 3 条の規定による出資金及び入会金を納入した者

(3) 特別会員 群馬県

(4) 賛助会員 振興会の目的に賛同し、これを後援するもの

(入会等)

第 3 7 条 会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 第 1 号会員になろうとする者は、学校等別に入会申込書を作成し申し込まなければならない。

3 第 2 号会員になろうとする者は、入会申込書に入会金を添えて申し込まなければならない。

4 第 1 項の規定による入会の承認を受けた者は、理事会の指定する日から会員となる。

5 会員は、代表者名・学校(園)名・所在地・学校(園)長等を変更したときは、代表者名等変更届(学校別)を理事長に提出しなければならない。ただし、第 2 号会員については、理事

会が別に定める「退職手当資金給付事務の手引き」に定める学校法人等登録事項変更報告をもってこれに代えることができる。

(資格の喪失)

第38条 会員は、次の理由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会員である法人の解散又は私立学校等の閉鎖
- (3) 除名

2 前項第1号又は第2号に該当しその資格を喪失した会員には、第5条第1項第1号に規定する資金は給付しない。

3 前項の会員に対する第5条第1項第2号の事業に係る資金の取扱いは、理事会が別に定める。

4 第1項第3号に該当しその資格を喪失した会員には、第5条第項第1号及び第2号に規定する資金は給付しない。

(退会)

第39条 会員及び賛助会員で退会しようとする者は、その理由を付した退会届(第1号会員の場合は、学校等別)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、第1項の退会届を受理したときは、理事会の承認を得て、当該会員の退会を認めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第2号会員が第43条第1項に規定する出資金を同条第3項の規定により指定された日から1年を経過しても納入しない場合は、その1年を経過したときに第2号会員を退会したものとみなす。ただし、やむを得ない事情により納入できないと認められる場合において、理事会の承認を得たときは、この限りでない。

4 前項の規定により退会した会員が振興会の債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

(除名)

第40条 理事長は、会員が出資金の納入その他振興会の会員としての義務を怠ったときは、理事会及び評議員会において、出席理事及び評議員総数のそれぞれ3分の2以上の同意により、これを除名することができる。この場合においては、理事会及び評議員会において議決する前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の規定により除名された会員が振興会の債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

(拠出金の不返還)

第41条 既に納入した寄附金、出資金、入会金その他の拠出金は、返還しない。

(寄附金及び分担金)

第42条 第1号会員は、理事会が別に定めるところにより寄附金及び分担金を納入しなければならない。

(出資金及び入会金)

第43条 第2号会員は、毎月次の各号に定める区分により、教職員の別に定める標準給与月額に応じた出資金を納入しなければならない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。)第1条に定める大学に勤務する教職員については、標準給与月額に1000分の87を乗じて算定した額。

(2) 法第1条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「高

等学校等」という。)に勤務する教職員(高等学校等及び他学種の学校等を設置する法人本部の教職員を含む。)並びに私学団体に勤務する職員については、標準給与月額に平成23年度は1000分の96、平成24年度からは1000分の102を乗じて算定した額。

(3) 法第1条に定める幼稚園に勤務する教職員(幼稚園のみを設置する法人本部の教職員を含む。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けた保育所に勤務する教職員については、標準給与月額に平成23年度は1000分の65、平成24年度からは1000分の70を乗じて算定した額。

(4) 法第124条に定める専修学校及び法第134条に定める各種学校に勤務する教職員(専修学校及び各種学校のみを設置する法人本部の教職員を含む。)については、標準給与月額に1000分の60を乗じて算定した額。

(5) 第3号に規定する保育所を除く保育所については、1000分の87を乗じて算定した額。

2 第2号会員になろうとするものは、入会金として1学校法人等につき20,000円と登録教職員1人につき1,000円の合計額を納入しなければならない。ただし入会金は返還しない。

3 第1項の出資金は、毎月分を翌月の指定された日までに納入しなければならない。

4 第2号会員のうち、第1項に定める出資金の未納により群馬県私立学校教職員退職金資金等補助金(以下「補助金」という。)の交付対象から除外された会員は、当該会員分として振興会に交付されるべき補助金額相当額を指定された日までに納入しなければならない。

(出資金の延納)

第44条 第2号会員がその出資金の納入を延滞した場合は、当該延滞の期間において、第2号会員のすべての権利を失うものとする。ただし、やむを得ない事情により延滞したと認められる場合において、理事会の承認を得たときは、この限りではない。

2 第2号会員が、出資金の納入を延滞した場合は、期限を付して督促するものとする。

3 前項の規定によって督促しようとするときは、当該加入会員に対して督促状を発する。督促状に指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日以上を経過した日でなければならない。

4 前項の規定によって督促した場合、出資金の延滞額100円につき1日5銭の割合で、第43条第3項の規定による期限の翌日から納入の日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

5 前項の規定による延滞金に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を徴収しない。

第8章 寄付行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、群馬県知事及び群馬県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 振興会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、

群馬県知事及び群馬県教育委員会の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 4 7 条 振興会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、群馬県知事及び群馬県教育委員会の許可を受けて、地方公共団体又は振興会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 4 8 条 振興会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び職員若干名を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が任免する。

4 職員は、事務局長の意見を徴して理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 4 9 条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産台帳、負債台帳及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第 1 0 章 補則

(秘密の保持)

第 5 0 条 役員その他振興会の職務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(虚偽の排除)

第 5 1 条 退職手当資金及び甲慰金資金の給付を受け又は受けようとする学校法人等が、振興会に提出する文書に虚偽の記載をした場合には、退職手当資金及び甲慰金資金を返還させ、または以降の退職手当資金及び甲慰金資金の給付を停止することができる。

(調査等)

第 5 2 条 理事長は、出資金の納入又は退職手当資金及び甲慰金資金の給付に係る事項について必要があると認める場合には、会員の帳簿書類等を調査し、又は必要な報告を求めることができる。

2 会員は、正当な理由がない限り、前項の規定による調査を拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第 5 3 条 この寄附行為に定めるもののほか、振興会の運営に関する次の各号に掲げる事項については、理事会及び評議員会において理事及び評議員の各現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、別に定めるものとする。

(1) 第 5 条第 1 項第 1 号に定める事業に関する事項

(2) 第5条第1項第2号に定める退職手当資金等給付事業に関する事項

(3) その他この寄附行為の施行に関し必要な事項

- 2 前項第1号に定める事項のうち資金の貸付及び融資あっせんに関する事項並びに同項第2号に定める事項のうち業務方法書の制定、変更については、群馬県知事及び群馬県教育委員会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和59年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第16条及び第20条の規定にかかわらず別紙役員及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項(第20条第4項で準用する場合を含む。)の規定にかかわらず昭和61年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成4年4月27日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成7年4月3日から施行し、平成7年3月23日から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成11年6月22日から施行し、平成11年5月27日から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成12年2月1日から施行し、平成11年12月4日から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成19年3月6日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年5月19日から施行し、第3条第1項第1号、第43条第1項第5号及び第44条第2項については、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 改正後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日(平成22年4月1日)から施行する。
- 2 第39条第3項の規定による経過期間(平成22年3月31日以前から継続している滞納に限る。)の起算日は施行日とする。

附 則

- 1 改正後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日(平成22年10月22日)から施行する。

附 則

- 1 改正後の寄附行為は、主務官庁の認可を受けた日（平成23年3月31日）から施行し、第43条第1項については、平成23年4月1日から施行する。